

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び
運転管理業務

実施方針

令和4年3月

浜田地区広域行政組合

浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）は、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務（以下「本事業」という。）について、民間の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、デザイン・ビルド・オペレート方式（以下「DBO方式」という。）を採用し、実施することを予定している。

この実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の設備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成24年3月27日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等を参考とし、必要となる事項を定める。

目 次

第1 事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の名称.....	1
(3) 公共施設等の管理者等.....	1
(4) 事業の目的.....	1
(5) 事業の概要.....	1
(6) 事業の業務内容.....	1
(7) 事業方式	2
(8) 事業期間	2
(9) 事業スケジュール.....	2
(10) サービス対価の支払い.....	2
(11) 本事業の実施に関する協定等.....	2
(12) 遵守すべき法令及び許認可等.....	3
(13) 事業期間終了時の措置.....	3
第2 提案者の募集及び選定に関する事項.....	4
1. 提案者の募集及び選定.....	4
2. 受託者の選定方法.....	4
(1) 提案資格の確認.....	4
(2) 提案審査	4
3. 受託者の選定手順.....	4
4. 審査会の設置	5
5. 提出書類の概要	5
(1) 提出書類の内容.....	5
(2) 提出書類の取扱い.....	5
6. 提案資格要件	6
第3 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	7
1. 受託者の責任の明確化に関する事項.....	7
(1) 責任分担の基本的考え方.....	7
(2) 想定されるリスクの責任分担.....	7
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	7
2. 受託者の責任の履行の確保に関する事項.....	7
(1) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置.....	7
(2) 業務の履行の検査等.....	8

第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
1.	立地に関する事項	9
2.	本施設の計画に関する事項	9
第5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	10
1.	疑義が生じた場合の措置	10
2.	管轄裁判所の指定	10
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	11
2.	事業の継続が困難となった場合の措置	11
	(1) 受託者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	11
	(2) 本組合の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	11
	(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	11
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	13
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	13
3.	その他の措置及び支援に関する事項	13
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	14
1.	本事業において使用する言語	14
2.	書類作成に係る費用	14
3.	実施方針の公表に関する事項	14
	(1) 担当部局	14
	(2) 実施方針(案)に関する意見等の受付	14
	(3) 実施方針の変更	15
4.	その他	15
	(1) 情報公開及び情報提供	15
	(2) 問い合わせ先	15

第 1 事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

エコクリーンセンター（ごみ焼却施設）

(3) 公共施設等の管理者等

浜田地区広域行政組合

(4) 事業の目的

本事業は、エコクリーンセンター（以下「本施設」という。）の基幹的設備改良工事を行い、かつ、その運転管理を行うものであり、民間の技術的能力を活用して、良質かつ低廉な事業を行うことと民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

(5) 事業の概要

本施設は、本組合が管理するごみ焼却施設であり、浜田市並びに江津市（以下「関係市」という。）の燃やせるごみを処理している。本施設は、これまでに適切に維持管理を実施してきたが、竣工から 15 年が経過し、老朽化が進行している。

本事業は、今後も適正処理を継続するため、本施設の基幹的設備改良工事及び運転管理業務を実施する。

(6) 事業の業務内容

民間事業者が実施する業務は、次の①及び②に掲げるものとし、各業務の詳細については、公告時に示す。

① 基幹的設備改良工事

- ア 設計業務（実施設計、設計に伴う対応等）
- イ 施工業務（工事及び必要となる調査、手続、工事に伴う対応等）
- ウ 工事管理業務（工事の管理）
- エ 備品等調達業務
- オ 工事中のごみ処理外部委託 支援

② 運転管理業務

- ア 本施設の運転管理
- イ 本施設の保守管理
- ウ 清掃業務（日常及び定期の清掃等）
- エ 資材調達、在庫管理 など

（7）事業方式

DBO方式とする。

（8）事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- 基幹的設備改良工事：契約締結 ～令和 8年3月
- 運転管理業務 : 令和5年 4月～令和20年3月

（9）事業スケジュール

事業スケジュールは以下のとおりを予定している。

日程（予定）	実施事項
令和4年12月	事業契約の締結
令和5年 4月	基幹的設備改良工事・運転管理業務の開始
令和8年 3月	基幹的設備改良工事 竣工
令和20年3月	事業完了

（10）サービス対価の支払い

本事業における対価の支払いは以下のとおりであり、原則として、本組合が民間事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、支払い方法の詳細については募集要項及び契約書（案）にて提示する。

- ① 本組合は、基幹的設備改良工事に係る対価について、基幹的設備改良工事対象設備の引渡し後、契約書に定める額を割賦方式により支払う。
- ② 本組合は、運転管理業務に係る対価について、契約書に従い、事業期間終了までの間、均等に支払う。

（11）本事業の実施に関する協定等

本組合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」いう。）に定める手続きに準じて、本事業を実施するため、次の①及び②までに掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

本組合は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、公告時に示す。

② 事業契約

本組合は、基本協定の定めるところにより、選定された民間事業者との間で仮契約を締結し、本組合議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。民間事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、契約書（案）は、公告時に示す。

（１２）遵守すべき法令及び許認可等

民間事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。

（１３）事業期間終了時の措置

民間事業者は、事業期間中の運転管理業務を適切に行うことにより、事業期間終了時点においても、本施設を良好な状態に保持していなければならない。

第2 提案者の募集及び選定に関する事項

1. 提案者の募集及び選定

本組合は、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「提案者」という。）を募集する。提案者の選定は、プロポーザル方式とする。

また、本事業をプロポーザル方式により実施するに当たって、浜田地区広域行政組合において浜田市の訓令を準用する訓令に基づき、浜田市プロポーザル実施要綱に準じて行うものとする。

なお、提案者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの提案者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、提案者を選定せず、事業を一時停止し、要求水準等を再検討する。

2. 受託者の選定方法

本事業の受託者の選定は、以下のとおり、提案資格の確認、提案審査の2段階により実施することを予定している。

(1) 提案資格の確認

本事業に応募しようとする提案者が、公告時に本組合が提示する募集要項に示す提案資格要件を満たしているかの確認を行う。

(2) 提案審査

上記(1)において、本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された提案者から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、受託者を選定する。

3. 受託者の選定手順

本組合は、以下の手順により、受託者の選定を予定している。

なお、具体的な日程については公告時に示す。

日程（予定）	実施事項
令和4年 6月頃	公告・説明書等の交付
令和4年 7月頃	参加表明書の提出・受付
令和4年 8月頃	プロポーザルに関する質問回答
令和4年 9月頃	技術提案書の提出依頼
令和4年 11月頃	受託者の選定

※必要に応じ、技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

4. 審査会の設置

受託者の選定は、学識経験者、浜田市、江津市及び本組合の職員により構成される「エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会（以下「審査会」という。）」が行う。

5. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

提案資格の確認として、参加表明書及び提案資格の確認資料等の提出を提案者に求める。提案審査においては、次の①から③までに掲げる事項を主な内容として含む技術提案書の提出を求めることを予定している。詳細は公告時に示す。

- ① 事業計画全体に関する提案
- ② 基幹的設備改良工事に関する提案
- ③ 運転管理業務に関する提案

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した提案者に帰属する。ただし、本組合が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本組合は、これを無償で使用することができる。

また、選定に至らなかった提案者の提出書類については、受託者の選定後、当該提出書類を提出した提案者に返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った提案者が負う。

③ 資料の公開

本組合は、受託者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、提案者から提出された提出書類（選定されなかった提案者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した提案者のノウハウや手法を特定することができない内容等、公開されることにより著しく提案した提案者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本組合と各提案者との間で協議する。

6. 提案資格要件

本事業への提案する者は、次に示す全ての要件を満たす者とする。

詳細な要件は、公告時に示す。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- イ 令和 4 年度において、浜田市有資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 本事業の公告日において、関係市から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- エ 公告日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- オ 公告日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- カ 本組合と本事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に関する本組合のアドバイザー契約を締結した企業は、日本水工設計株式会社である。
- キ 本事業の審査会の委員及び委員が属する企業及びその関係会社でないこと。

第3 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 受託者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

本組合及び受託者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

(2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」(別紙)による。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本組合及び受託者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本組合と受託者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については「リスク分担表」(別紙)によるほか、詳細を公告時に契約書(案)において示す。

なお、本組合及び受託者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延及びサービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. 受託者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

本組合は、受託者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、受託者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

本組合は、運転管理業務において、受託者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、受託者に運転管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、受託者に支払うべきサービス対価のうち運転管理費及びその他の費用を減額することができる。詳細は、公告時に示す。

(2) 業務の履行の検査等

① 基幹的設備改良工事の完成検査

本組合は、本施設の引渡しを受ける前に、本施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて検査を行う。本組合は、上記の検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は受託者に修補を求め、検査の合格をもって基幹的設備改良工事費を支払う。

② 運転管理業務の検査

本組合は、運転管理業務の各支払期の業務完了時に検査を行い、運転管理費及びその他の費用を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、本組合は上記(1)②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の敷地の概要は次のおとりである。詳細は、公告時に示す。

- | | |
|--------|--------------------------|
| ① 工事場所 | 島根県江津市波子町口 321 番 1 |
| ② 敷地面積 | 44,976.49 m ² |
| ③ 用途地域 | ごみ処理施設 |
| ④ 防火地域 | 指定なし |
| ⑤ 高度地区 | 指定なし |
| ⑥ 建ぺい率 | 70% |
| ⑦ 容積率 | 200% |
| ⑧ 緑地率 | 指定なし |
| ⑨ 都市計画 | 当該敷地はごみ焼却場用地として位置決定済み |

2. 本施設の計画に関する事項

本施設の計画の概要は次のとおりである。詳細は、公告時に示す。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ① 施設名称 | エコクリーンセンター |
| ② 所在地 | 島根県江津市波子町口 321 番 1 |
| ③ 処理能力 | 98t/日 (49t/24h×2 炉) |
| ④ 処理方式 | シャフト式ガス化溶融炉方式 |
| ⑤ 建設年度 | 着工：平成 16 年 6 月
竣工：平成 18 年 11 月 |
| ⑥ 設計施工 | JFE エンジニアリング株式会社 |

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

本組合がプロポーザル方式による受託者の選定の手続等において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書、受託者が提出した技術提案書、本組合と受託者との間で締結された事業契約等の解釈に疑義が生じた場合は、本組合と受託者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、【松江地方裁判所 浜田支部】を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに本組合又は受託者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 受託者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 受託者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める受託者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本組合は受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、受託者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、本組合は事業契約を解除することができる。
- ② 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、本組合は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により本組合が事業契約を解除した場合、受託者は事業契約の定めるところにより、本組合に生じた損害を賠償する。

(2) 本組合の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本組合の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、受託者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により受託者が事業契約を解除した場合は、本組合は事業契約の定めるところにより、受託者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本組合又は受託者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、本組合及び受託者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、本組合が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本組合は、事前に受託者に通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

受託者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

受託者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本組合はこれからの支援を受託者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

本組合は、受託者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本組合及び受託者で協議する。

第 8 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2. 書類作成に係る費用

本事業の応募に係る費用は、提案者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

担当名 浜田地区広域行政組合（エコクリーンセンター内）

総務課 三浦 幸司

住 所 〒699-3161 島根県江津市波子町口 321 番 1

電 話 0855-53-5081

F A X 0855-53-5088

メール gyoumu@hamadakouiki.jp

(2) 実施方針（案）に関する意見等の受付

実施方針に関する意見等の受付については、次の①から④までのとおりとする。寄せられた意見等については、本組合において検討の上、必要と判断したものについては募集要項等に反映させることで回答に代える。

なお、提出のあった意見等は公表する。

① 受付期間

令和 4 年 3 月 18 日から令和 4 年 4 月 15 日まで。

ただし、持参による場合は、開庁時間内（8：30～17：15 ※土曜日、日曜日、祝日除く。）とする。

② 提出先

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

実施方針（案）に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見提案書（様式）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送又は宅配便による場合は、紙面及び Microsoft Word で作成した実施方針に関する意見提案書（様式）が記録された電子ファイルを CD-R 等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

④ 実施方針の公表予定日

令和4年4月

(3) 実施方針の変更

本組合は、実施方針（案）に関して寄せられた意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、本組合のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本組合のホームページ等を通じて適宜行う。

ホームページのアドレス <https://www.hamadakouiki.jp/>

(2) 問い合わせ先

上記3.(1)に同じ。なお、実施方針に関する電話等による問い合わせについては、直接回答はしない。

実施方針に関する意見提案書

【事業名】

実施方針に関する意見等を提出します。

企 業 名	
-------	--

意見又は提案する 資料名	実施方針
-----------------	------

No.	タイトル	該当箇所							意見等
		頁	第●	●	(●)	○	か	英小	
例	○○○○	8	第2	6.	(1)	⑨	ア	A	○○○○○
1									
2									
3									
4									
5									

注1 タイトルは、該当箇所のできるだけ細かい本文中のタイトルを記入してください。

注2 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注3 実施方針の該当箇所の順番に並べてください。

別紙 リスク分担表

基幹的設備改良工事のリスク分担

リスクの種類	リスク内容	所掌範囲		備考
		組合	工事請負事業者	
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	制度・法令変更リスク	関係法令、許認可、税制、料金制度の変更等に係るリスク	○	
	政治リスク	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行、許認可の取得、遅延等に係る操業中止・コスト増大リスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレに伴う一般廃棄物処理に係る費用増大リスク(±1.5%を超える場合)	○	
	住民合意リスク	住民反対に伴う仕様アップ・管理強化による操業停止、コスト増大リスク	○	
		運営維持管理に起因する周辺住民運動又は訴訟に係るリスク	○	
	デフォルトリスク	工事請負事業者・運転管理事業者の債務不履行等による本事業破綻、契約破棄のリスク		○
	不可抗力	天災・暴動・疫病等の組合及び民間事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由による設計変更・延期・中止等に係るリスク	○	
廃棄物リスク	廃棄物関係の法令変更、公称能力を上回る供給量変動、計画ごみ質の範囲外のごみ処理に係るリスク	○		
設計・工事	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		工事請負事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	工事着工遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		工事請負事業者の事由により着工できない等		○
	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○	
		工事請負事業者の事由により工事が遅延する等		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	施設が発注仕様書に規定する仕様・性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○	

運転管理業務のリスク分担

リスクの種類	リスク内容	所掌範囲		備考	
		組合	運転管理事業者		
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○		
	制度・法令変更リスク	関係法令、許認可、税制、料金制度の変更等に係るリスク	○		
	政治リスク	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻等による支援・債務不履行、許認可の取得、遅延等に係る操業中止・コスト増大リスク	○		
	物価変動	インフレ/デフレに伴う一般廃棄物処理に係る費用増大リスク(±3.0%を超える場合)	○		
	住民合意リスク	住民反対に伴う仕様アップ・管理強化による操業停止、コスト増大リスク	○		
		運営維持管理に起因する周辺住民運動又は訴訟に係るリスク	○	性能保証未達の場合は、民間事業者の責とする。	
	デフォルトリスク	工事請負事業者・運転管理事業者の債務不履行等による本事業破綻、契約破棄のリスク		○	
	不可抗力	天災・暴動・疫病等の組合及び民間事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由による設計変更・延期・中止等に係るリスク	○		
廃棄物リスク	廃棄物関係の法令変更、公称能力を上回る供給量変動、計画ごみ質の範囲外のごみ処理に係るリスク	○			
運転管理	供給リスク	計画ごみ量が確保されないリスク	○	施設立上げ下げ回数の増加による処理単価の増	
	運営コストリスク	整備機器の運営基準・維持管理基準未達によるコスト増大・運転停止リスク		○	
		処理廃棄物の質的基準未達によるコスト増大、運転停止リスク	○		ごみ質の変動による処理単価の増 組合は、分別収集について市民の啓発に努めなければならない。
		搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大(運転管理事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合)	○		
		受入廃棄物の内容チェック不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	運転管理事業者は、受入物について、不適物をチェックし除去する最大限の努力をしなければならない。
		運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○	